横浜市市税条例の一部改正 (平成 29 年 9 月分)

税目·改正項目		改正案の内容										
個人市民税	個人市民税 所得割の税 率変更	〇 県費負担教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲による、所得割の税率の変 [市税条例第 29 条の2] 県費負担教職員に係る給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されたことに伴う										
氏 税		原育負担教職員に保る相子負担事務が追加保証の指定都同べ物議会がにことに任う 源移譲のため、地方税法が改正され、所得割の標準税率が変更されました。 このことから、所得割の税率を6%から8%に変更します。										
		改正前		改正後								
		市民税	6%		8%							
		県民税	· ·		2%							
		【適用】平成30年度分の個人市民税から										
固定資産税·	課税標準の特別措置に											
	係る課税割											
	合の設定	保育の受け皿整備の促進のため、以下の事業の用に供する固定資産について、わが ち特例の対象とされました。これに伴い、次のとおり、課税割合を設定します。										
都市	【わがまち特例】 課措置がいた方に 割ってを自ってでは 割がいい地主を がした方の例よ はでは はいいが、 はいでは はいいが、 はいでは はいいが、 はいでは はいいが、 はいでは はいいが、 はいでは はいいが、 はいでは はいいが、 はいが、 はいが、 はいでは はいが、 はいでは はいでは はいでは はいでは はいでは はいでは はいでは はいで	対象資産		課税割合								
計				従前	地方税法	本市	■ 課税割合を設定した理由					
画税		・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業(定員5人以下) の用に供する家屋及び償却資産		1/2	【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3~2/3	1/3	低年齢児の保育ニーズに 柔軟に対応できることから、 待機児童解消に有効である ため。					
		政府の補助を受型保育事業の用	新設	【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3~2/3	1/3	企業の保有する土地等を活用し、かつ多様な就労形態に応じた柔軟な保育サービスが実施できることから、 待機児童解消に有効であるため。						
		※企業主導型保育事業の用に供する固定資産について 【対象】平成29年4月1日から平成31年3月31日までに設置する施設等 【適用】最初に政府の補助を受けた日の属する年の翌年度から5年度分 〈参考〉従前の保育施設等に対する固定資産税の取扱い一覧										
			等の種類			従前の固定資産税の取扱い						
			地域型保育事業 (主に満3歳未満の 乳児・幼児を対象)	認可保育所 小規模保育事業 利用定員6人以上			非課税					
		認可保育所等		事業所內保育事業 利用定員 6 人以 利用定員 5 人以 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業								
			幼保連携型認定こども園			非課税						
	i		·業主導型	/m		(新設)						

横浜保育室

全額減免

税目·改正項目		改正案の内容								
固定資産税・	課税標準の 特例措置に 係る課税割 合の設定	○ 認定市民緑地の用に供する土地に係る課税割合の設定 [市税条例附則第9条] 都市緑地法の改正に伴い、民間事業者等が設置管理計画を作成し、市長の認定を受けて緑地の設置・管理等を行う市民緑地認定制度が創設され、わがまち特例の対象とされました。これに伴い、次のとおり、課税割合を設定します。								
都市計		対象資産	課税割合地方税法	本市	課税割合を設定した理由					
· 一 税		認定市民緑地の用に供する土地 ※認定市民緑地の要件 設置者:市町村長の認定を 受けた緑地保全・ 緑化推進法人 面 積:300㎡以上 期 間:5年以上 緑化率:20%以上	新設	型力代法 【参酌基準】 2/3 【範囲】 1/2~5/6	1/2	市民緑地認定制度を積極的に活用し、民間事業者等による緑の 総量の補完と質の高い維持管理 を推進するため。				
		【期間】平成 29 年6月 15 日から平成 31 年3月 31 日までに新たに設置した土地 【適用】認定市民緑地を設置した日の翌年度から3年度分								
都市計画税	減額措置の 延長・拡充	○ 耐震基準適合家屋に対して課する都市計画税の減額措置の延長 [市税条例附則第 13 条の9] 耐震改修が義務付けられた住宅以外の家屋(百貨店、病院等)で耐震改修を行ったものに係る固定資産税の減額措置が3年間延長されたことから、本市で独自に設けている都市計画税の減額措置についても同様に3年間延長します。								
		対象		i 内容	適用					
		耐震改修が義務付けられた 家屋で耐震改修を行ったも	外の 1/2	を減額	耐震改修工事が完了した日の属 する年の翌年度から2年度分					
		【期間】平成29年4月1日から平成32年3月31日までに耐震改修工事が行われたもの								
		○ 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する都市計画税に係る減額措置の拡充 [市税条例附則第 13 条の8の2] 耐震改修又は省エネ改修が行われた住宅で認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置が 2/3 に拡充されました。 本市では独自に、耐震改修住宅又は省エネ改修住宅に係る都市計画税についても、 固定資産税と同様に減額する措置を設けています。 これらを踏まえ、今回拡充された認定長期優良住宅に係る都市計画税についても、 同様に減額措置を拡充します。								
		対象	減額	i内容	適用					
		耐震改修又は省エネ改修が 宅で認定長期優良住宅に記 となったもの	2/3	を減額 	改修工事が完了した日の属する 年の翌年度分					
その)他	【期間】平成 29 年4月1日から平成 30 年3月 31 日までに当該改修工事が行われたもの ○ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の延長 [市税条例附則第 17 条]								
		平成 28 年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例について、燃費性能の見直しが行われ、2年間延長されたことから、同様に2年間延長します。 【対象】平成29年度又は平成30年度中に新規取得した3輪及び4輪の軽自動車で一定の基準(燃費性能等)を満たすもの 【適用】平成30年度分、平成31年度分(取得の翌年度分のみ) 〇 その他、条文整備								